

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年（2020 年）11 月 26 日提出

議会運営委員会委員長

栗 國 彰

（提案理由）

人事院勧告及び近年の厳しい社会・経済情勢等を踏まえ、議員にかかる期末手当の支給割合を引き下げするため、この案を提出する。

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市
条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては100分の15 5、12月に支給する場合においては<u>100分</u> <u>の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月 以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に<u>掲げる</u>割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任期満了の日に在職し た議員で当該任期満了による選挙により 再び議員となったものの受ける当該期末 手当に係る在職期間の計算については、 これらの者は引き続き議員の職にあった ものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては100分の15 5、12月に支給する場合においては<u>100分</u> <u>の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月 以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任期満了の日に在職し た議員で当該任期満了による選挙により 再び議員となったものの受ける当該期末 手当に係る在職期間の計算については、 これらの者は引き続き議員の職にあった ものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。</p>	

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6</u> <u>月に支給する場合においては100分の15</u> <u>5、12月に支給する場合においては100分</u> <u>の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月 以内の期間におけるその者の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任期満了の日に在職し</p>	<p>(期末手当) 第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>1</u> <u>00分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以 前6月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に<u>定める</u>割合を乗じて得た額とす る。この場合において、任期満了の日に 在職した議員で当該任期満了による選挙 により再び議員となったものの受ける当</p>

<p>た議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

付 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。